

## COLORS FUTURE! 環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年2月27日

川崎市環境影響評価に関する条例(以下「アセス条例」)第19条に基づき、(仮称) 南生田戸建計画に係る 条例環境影響評価準備書及び要約書の写し(以下「条例準備書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備 として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	トーセイ株式会社 代表取締役 山口 誠一郎
	名 称	(仮称) 南生田戸建計画
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	実施区域	川崎市多摩区南生田4丁目21の一部
	目 的	戸建住宅の建築
	内 容	開発区域面積(事業区域面積):約26,262平方メートル 開発区域内の樹林地の改変:約2,687平方メートル 建築物の延べ面積:約13,500平方メートル(約100平方メートル×135戸)
	施行期間	令和6年6月~令和12年1月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年2月27日(火)~令和6年4月11日(木)
	縦覧場所及び時間	■宮前区役所(1階)、麻生区役所(2階) 午前8時30分~午後5時(土・日曜及び祝日を除く) 第2・4土曜の午前8時30分~午後0時30分 ■向丘出張所(1階)、多摩区役所(10階)、生田出張所(1階) 午前8時30分~午後5時(土・日曜及び祝日を除く) ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階) 午前8時30分~午後5時15分(土・日曜及び祝日を除く) ※縦覧開始日(2月27日)は、午前10時から縦覧を行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます    検索 川崎市 アセス図書の公表   「「「「「「「」」」」   「「」」」   「」
	意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話:044-200-2156 FAX:044-200-3921 Email:30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX及びメールでは受け付けておりませんので御注意ください。